

新たな規制緩和要望項目について

1 「農地の集積・集約、企業参入の拡大等による経営基盤の強化」関係

(1) 耕作放棄地の解消

ア 現状

- ・市内には砂丘畑の条件不利地を中心に約 200ha の耕作放棄地が存在している。
- ・近年、民間企業による砂丘畑の耕作放棄地を解消する農業参入が続いている。
- ・新潟市では、新潟空港を有する強みを活かし、国内経済を牽引する成長産業となる可能性を持つ航空機産業の集積を進めている。
- ・しかし、新潟空港周辺の航空機産業の集積に適する地域は、農業振興地域の整備に関する法律で規定される農業振興地域の農用地区域に指定しているため、農業振興地域整備計画の変更が難しい。また農地の転用の際にも 4 ha 以上の一団の農地を転用するためには農林水産大臣の許可が必要となっている。

イ 緩和内容

- ・農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 4 項に規定する農業振興地域内の農用地区域に含むことが適当とされない土地の 1 つに特例として「地域の農業振興と産業振興に資する土地利用（新潟市の場合は、航空機産業の集積）」を加える。
- ・農地法第 4 条第 1 項の号及び第 5 条第 1 項の号に「国家戦略特別区域の指定を受けた地方公共団体が定める地域の農業振興と産業振興に資する土地利用計画に基づく場合」を加える。

ウ 想定される効果

- ・計画的な土地利用と社会インフラの効率的利用及び開発を行うことが可能となる。
- ・耕作放棄地の解消によって農業振興が図られる。
- ・航空機産業の集積による民間投資・地域経済の活性化が図られる。

(2) 太陽光発電設備等を農地等に設置する場合の「一時転用」の許可要件の緩和

ア 現状

- ・農地転用を伴う太陽光発電施設の設置には、「農山村漁村再生可能エネルギー法」（略称）に基づく地域計画と地域指定が必要となっている。
- ・「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等」については、農地法に基づく農地転用許可制度の取り扱いにおいて、2割以上の減収を伴わない営農を継続することを条件に3年以内の一時転用許可をすることができるとなっている。
- ・耕作放棄地に「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等」を設置する場合は、耕作放棄地の再生を行った後、新たに営農を再開させることとなるため、2割以上の減収を伴わない営農を継続することが難しい。

イ 緩和内容

- ・耕作放棄地に新たに「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等」は、耕作放棄地を耕作可能な農地に回復し、合わせて一時転用の許可期間内にいつでも営農を開始できる状

況に確保することを条件に一時転用を許可することを可能とする。

ウ 想定される効果

- ・耕作放棄地の解消と再生可能エネルギーの活用を合わせて進めることができる。

(3) 農業生産法人の構成員要件（出資比率）の緩和

ア 現状

- ・農業生産法人を設立する際、農業者以外の構成員には出資制限が設けられている。
- ・農業生産法人が行う事業との間で継続的な取引を行う事業者が構成員となることができるが、議決権（出資比率）は4分の1以下とされている。
- ・また特例として、認定農業者及び6次産業化法等の事業認定を受けた場合は、議決権を2分の1未満まで拡大することができる。

イ 緩和内容

- ・地域の農業者と連携し、継続的な農業経営を行う場合は、農業者以外の構成員の議決権を2分の1以上とすることを可能とする。

ウ 想定される効果

- ・地域の農業者と民間企業が密に連携した農業生産法人の設立が可能となる。
- ・農業者と民間企業の共同出資によって事業規模の拡大が可能となり、事業の継続性が確保される。

2 「六次産業化及び付加価値の高い食品開発」関係

(1) 酒税法の製造免許に関する対象基準の緩和

ア 現状

- ・酒税法上、製造過程においてのみアルコールが発生する食品についても、製造免許の取得が必要とされている。

イ 緩和内容

- ・最終商品段階において規制値未満のアルコール度数となる食品については、製造免許の取得を不要とする。

ウ 想定される効果

- ・本市の伝統産業である発酵食品など、従来酒税法の関係から実施できなかった多様な手法による開発が行われることで、付加価値の高い食品の開発促進が図られる。

3 「農産物及び食品の輸出促進」関係

(1) 総合保税制度の緩和

ア 現状

- ・外国貨物を保税のまま扱うことのできる総合保税地域（制度）は、「一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設」内と定められている。

イ 緩和内容

- ・市内の食品加工工場や展示場など、土地を所有し又は管理する法人が異なる施設であって

も、飛び地として一体的な総合保税地域として認める。

ウ 想定される効果

- ・日本の食品製造業が、国内工場を活用しながら、国際競争力（品質、機能性、価格など）のある商品の開発と輸出が可能となり、日本の高い開発力・加工技術と、これまでは活用されることのなかった海外の農産物・食材とのマッチングにより、新たな加工食品が生まれる（未活用食材の商品化）等、世界の食材の高付加価値化が図られる。
- ・国内外の食材を合わせて活用することで、廃棄量の低減化や歩留まり向上等、食材の高度利用が図られる。

4 その他

(1) 外国人の受け入れ促進

ア 農業技術者の受け入れ促進

(ア) 現状

- ・在留外国人は、出入国管理及び難民法に定められた在留資格以外の活動では、収入又は報酬を受け取ることができない。
- ・営農技術指導を行う場合については、本邦の公私機関との契約があれば在留資格に該当するが、契約が無い場合は該当しない。

(イ) 緩和内容

- ・区域計画の目標に特に資する活動（例えば大規模営農に関する技術指導等）を、在留資格該当活動の一つとして認定する。

(ウ) 想定される効果

- ・新たな技術を活用した革新的農業の展開や大規模営農の推進が図られる。

イ フード関連ビジネス資格取得者の拡大

(ア) 現状

- ・大規模な病院や特別養護老人ホームなどでは、管理栄養士の設置が義務付けられているが、管理栄養士資格を取得するためには、国内の養成施設を卒業していることが必要となる。

(イ) 緩和内容

- ・日本と同程度の知識、技術を要する海外のフード関連ビジネスの資格（例：米国→登録栄養士（RD：Registered Dietitian））を取得した者については、改めて日本における国家資格を取得せずとも、病院等で勤務できるようにする。

(ウ) 想定される効果

- ・高レベルな食関連技術者の積極的な活用を通じたフードビジネスの活性化が図られる。